

新城市行政区等活動 3 密対策補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響の長期化を見据え、行政区又は行政区と同一の区域である自治会（以下「行政区等」という。）が、感染症防止対策と地域活動の両立を図るための拠点である地域集会施設（以下「施設」という。）の改修等又は物品の整備に要する経費に対し、市の予算の範囲内で交付する新城市行政区等活動 3 密対策補助金（以下「補助金」という。）について、新城市補助金等交付規則（平成 17 年新城市規則第 43 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、行政区等とする。

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、行政区等が、感染症防止対策と地域活動の両立を図るための主な施設の改修等又は物品の整備等とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政区等が所管する主な施設で、平成 17 年 10 月 1 日時点で市の公の施設に規定されていた施設は交付の対象とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年 10 月 1 日以降に統合した行政区においては、統合前の旧行政区単位の補助事業も交付の対象とする。
- 4 前各項の規定にかかわらず、他の補助金の交付を受けて行うものは、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の遂行に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 施設の改修及び修繕
 - (2) 備品の整備
 - (3) 消耗品の整備
- 2 前項の補助対象経費は、当該補助対象経費にかかる契約の履行の完了日及び当該補助対象経費にかかる契約について支払を完了した日が令和 2 年 4 月 10 日から令和 3 年 2 月 19 日までの期間にあるものとする。
 - 3 前各項の規定にかかわらず、領収書等により支払の確認できない経費は、補助対象経費から除外する。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に 10 分の 10 を乗じた額とし、20 万円を上限かつ 1 万円を下限とする。ただし、うち消耗品にかかる経費については、5 万円を上限とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、新城市行政区等活動3密対策補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積額がわかるもの又は領収書の写し等(申請前に完了している場合)
- (2) 事業実施前の写真(施設の改修等の場合)
- (3) 事業実施後の写真(施設の改修等の場合)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 交付の申請は、補助対象者1者につき1回に限るものとする。ただし、第3条第2項に規定する施設を所管する行政区等及び同条第3項に規定する旧行政区を包含する行政区等においては、この限りではない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、新城市行政区等活動3密対策補助金交付決定通知書(様式第2)により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付するものとする。

(変更等の申請)

第8条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ新城市行政区等活動3密対策補助金交付変更申請書(様式第3)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる補助事業の目的を損なわない軽微な変更については、承認を必要としないものとする。

- (1) 交付決定額の減額が2割以内の場合
- (2) 各科目の補助対象経費の増減が5割を超えない、又は、その額が3万円を超えない場合

3 市長は、第1項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは新城市行政区等3密対策補助金交付取消決定通知書(様式第4)により、同項の規定により補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、新城市行政区等3密対策補助金交付変更決定通知書(様式第5)により補助事業者へ通知するものとする。

(中止の申請等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、新城市行政区等3密対策補助金補助事業中止(廃止)申請書(様式第6)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認について準用する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、新城市行政区等活動3密対策補助金実績報告書(様式第7)に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 収支報告書

(2) 領収書の写し等

(3) 事業実施後の写真

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新城市行政区等活動3密対策補助金交付確定通知書(様式第8)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付の額が確定した後に行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、新城市行政区等活動3密対策補助金交付請求書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第13条 補助事業者は、規則第18条第2項に規定する概算払を必要とする場合は、新城市行政区等活動3密対策補助金交付概算払請求書(様式第10)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 天災、地変その他補助金の交付の決定後に生じた事業の変更により補助金の交付の目的の達成が困難であると認めるとき。

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 補助事業者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交

付を受けたとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、新城市行政区等3密対策補助金交付取消決定通知書（様式第4）により補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年9月18日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。